

大阪市立異南小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和8年5月1日改訂

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「よく考える子・思いやりのある子・力いっぱいやりぬく子」育成のために「異南小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の4点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない学校づくりを進めるために、児童の意識改革を図るとともに、道徳教育・人権教育をはじめとする多様な取組を充実させ、教職員研修を計画的に実施する。
- ② 「いじめは、どの子どもにも起こりうる、どの子どもも加害者にも被害者にもなりうる」という事実を踏まえ、すべての子どもについて、いじめの未然防止。早期発見に取り組む。また、いじめの未然防止および早期発見のために、アンケート等による定期的な調査を実施するとともに、教育相談体制の充実を図る。
- ③ 保護者や地域との連携を進めるとともに、「保・幼・小」「小・小」「小・中」の連携を図る。
- ④ いじめを認知した場合は、関係教職員だけで対応せず、いじめ対策委員会で直ちに情報を共有し、早期解決に向けて迅速かつ組織的に対応する。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について(学力向上アクションプランをもとに)

- ① 授業研究会を通じた授業改善や個に応じた指導の工夫等で、児童が主体的に取り組める授業づくりを進め。すべての児童が互いのちがいとよさを認め合い、互いに

高めあうことができる学習を行えるようにすることで、安心・安全な学校生活につなげる。

- ② 「楽しく分かる授業」の創造をめざし、授業研究の充実を図るとともに、専門性の高い外部講師の活用や、メンター教員を中心とした校内研修を実施し、教職員の資質の向上を図る。
- ③ 「学習参観」「学校公開」「地域行事」等の機会を通じて、授業の様子や児童の実態を保護者や地域に発信するとともに、学校外の人々と触れ合える機会を大切に、児童が承認・賞賛されるようにする。

(2) 自己有用感を高めるために（児童会活動やキャリア教育の計画等から）

- ① 友人関係や集団形成、社会性の育成を図るため、社会見学や体験活動、学級活動や交流活動などの体験的な学習を充実させ、児童が自ら気づき、経験を通してよりよい自分へと成長できる機会を積極的に設ける。
- ② 各種学校行事や学年行事において、児童が自ら計画・実行する機会を積極的に設けるとともに、地域の方々との交流をさらに工夫・充実し、児童が人と関わることの喜びや大切さを実感し、自己有用感やソーシャルスキルの育成を図る。
- ③ 児童会活動、委員会活動、クラブ活動、たてわり活動等を通して異学年交流を進め、児童の存在感・所属感・自己有用感の向上を図り、望ましい集団づくりに努める。
- ⑤ 学校生活の規律を守る集団を育成するとともに、一人ひとりの違いよさを認め自分らしさが発揮できる学校の雰囲気づくりに取り組み、児童がもつ能力を最大限発揮しながら個性が伸長するようにする。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 道徳教育や人権教育を年間計画に基づいて実施し、互いに尊重しあえる集団づくりを進め、あらゆる教育活動を通じて、命の大切さや互いに思いやることの大切さを実感できるようにする。
- ② 「いじめは絶対に許されない」という姿勢のもと、いじめを受けたとき、またはいじめに気付いたときに、どのような行動をとることが望ましいかについて、学ぶ機会を設ける。
- ③ いじめを行っている児童のみならず、周囲で見えていたり、見過ごしたり、はやし立てたりする児童に対しても、毅然とした態度で指導を行い、学校全体でいじめを許さない雰囲気づくりを進める。
- ④ 社会全体に携帯電話やスマートフォン、パソコンの利用が進む中で、「情報モラル・リテラシー」の指導を進めるとともに、保護者に対しても啓発を進める。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 児童の細かな変化を見逃さず、気づいた情報を確実に共有するため、教職員間の情報交換に努める。また、「連絡帳」によるやり取りや電話連絡、家庭訪問等を通じて保護者との連携を密にし、相談体制の強化を図る。
- ② 学期に1回いじめに関する児童アンケートを実施する。また、日常の児童の様子などからいじめの実態把握に努める。必要に応じて個別に聞き取り等を行い、事実確認に努めるとともに教職員全体で共有できるようにする。
- ③ 情報は、5W1H（いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように）を収集の基本とし、毎月開催している生活指導連絡会等で意見交換するとともに、緊急の場合には、職員朝会などを利用して周知する。
- ④ 教育委員会をはじめ、PTA、所管警察署生活安全課少年課、民生委員・児童委員、こども相談センター、区役所子育て支援室、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどの関係諸機関との連携を深め、いじめの早期発見に対応できる体制の強化を図る。また、保護者に対して「いじめ相談窓口」の周知を行う。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的な対応を行う。被害児童を守り通すことを最優先とし、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童への指導を行う。指導にあたっては、謝罪や責任を形式的に求めることに終始するのではなく、社会性の向上や児童一人ひとりの人格形成を重視した指導を行う。

- ① 「いじめ防止対策推進法第23条」に基づき、いじめ事案を発見、または通報を受けた場合には、速やかに管理職へ報告する。管理職は、緊急の職員会議やいじめ対策委員会を開催し、特定の教職員による対応とならないよう、学校全体で対応する体制を整備し、解決に向けた対応を進める。
- ② 被害児童の保護および加害児童への指導については、いじめ対策委員会において具体的な方針や対応を協議し、学校全体で組織的に解決にあたる。特に、暴力的行為や暴力を伴ういじめ事案については、「速やかにやめさせる」ことを最優先に対応する。
- ③ いじめる側や観衆、傍観していた児童に対しても、人権や尊厳が大きく損なわれる重大な問題として認識させる取組を進める。
- ④ 解決にあたっては、教育委員会をはじめ、所管警察署生活安全課少年課、民生委員・児童委員、こども相談センター、区役所子育て支援室、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどの関係諸機関との連携を図る。
- ⑤ ネット上のいじめ事案については、学校単独での解決が困難な事例もあり、外部の専門機関に支援や協力を求めるとともに、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」の活用も図る。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ① 組織名「いじめ対策委員会」

② 構成メンバー

校長、教頭、首席、教務主任、生活指導部長、人権教育主担、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学年主任、当該学級担任

<役割>

- ・ いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取り組みの実行、進捗状況の確認、検証。
- ・ いじめに関する情報や児童の問題行動に関わる情報収集や記録、共有。
- ・ いじめの疑いにかかる情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への聞き取り、指導および支援方針の決定、保護者との連携を行う。
- ・ いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う
- ・ いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議（いじめ防止対策委員会）を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者や関係機関との連携を行う。

<年間計画>

① 調査等

- ・ 児童対象いじめアンケート調査（学期に1回 年3回）
- ・ 学級担任による聞き取り調査（随時）
- ・ 個人懇談、教育相談（年2回（学期末）および必要に応じて）

② 研修会等

- ・ 人権教育研修会（年2回）
- ・ 生活指導部会（毎月）
- ・ 学年連絡会（毎週1回）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ・ 学校ホームページ」や「学校だより」を活用し、いじめ問題に関する学校取組について、積極的に情報発信・啓発を行う。
- ・ 学校協議会において、いじめ問題に関する学校の取組について情報発信を行い、地域諸団体や関係機関との連携強化を図る。
- ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー、地域の民生委員・児童委員、子ども相談センター、区役所子育て支援室、大阪市教育委員会等に支援を要請し対応にあたる。

(3) 取組内容の検証

- ・ 各学級やいじめ対策委員会の取組について、検証および点検を行い、取組内容の一層の充実と深化を図る。

- ・「運営に関する計画」の立案、進捗状況に係る学校評価、最終の学校評価の各段階において、PDCAサイクルに基づき、取組内容の検証と点検を行い、その結果を新たな取組に反映させる。

7. 重大事案への対処

「いじめ防止対策推進法第28条」に基づき、次のように対応する。

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」などの重大事案が発生した場合には、速やかに大阪市教育委員会へ報告し、連携して、調査および対応を行う。
- ② 教育委員会の指導と支援のもと、校内に「いじめ対策委員会」を設置し事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。教育委員会が調査の主体となる場合には、資料の提出などの調査に協力する。
- ③ 被害の児童・保護者に対しては、当該調査に係る重大事態の事実関係など、その他必要な情報を適切に提供する。その際、関係者の個人情報には十分配慮する。

※ いじめ発見の際の流れ

